

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 4 月

グローバル法務

インドビジネス法務の基礎（3）

弁護士 [松田 章良](#)
弁護士 [別府 文弥](#)
弁護士 [池田美奈子](#)

第1 はじめに

2024 年 12 月号、2025 年 2 月号のニュースレターに引き続き、インドの [Kochhar&Co 法律事務所](#) と共にインドビジネス法務の基礎についてご紹介いたします。今回は、司法制度、不動産法制、及び知的財産法の概要についてご説明いたします。

第2 司法制度

1 裁判

インドの裁判手続は従前と比較すると公正さが担保されるようになりつつありますが、依然として手続に相当の長期間を要することが特徴です。インドの裁判手続の遅延は有名で、典型的な事件では提訴から最終審の判決まで3年から15年かかると言われています。制度上、不必要な休廷が許されており、また事件数の多さから裁判官に過度の負担がかかっているためです。

そのため、日系企業を含む外国企業が当事者となる契約においてはシンガポール法を準拠法、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）を紛争解決機関として指定することが多く、当事務所でも同機関を活用した紛争解決のご相談を多くいただいております。

民事事件及び刑事事件は、指定された下級裁判所に提訴されます。判決に対する控訴の機会は

少なくとも 1 回、通常は 2 回あります。州の最高位の裁判所は高等裁判所で、最高機関はインド最高裁判所です。

インドの訴訟制度のもう一つの特徴は、英国統治時代の旧州都である 4 大都市の高等裁判所が第一審管轄権を持っていることです。すなわち、一定の金額以上の事件については、その第一審を高等裁判所に直接提起することができ、より上級の裁判官によって取り扱われます。

2 仲裁

インドはニューヨーク条約とジュネーブ条約の加盟国です。しかし、インドの国内法により、ニューヨーク条約加盟国の仲裁判断を直接執行するためには、インド政府によって、相互主義が満たされている旨が官報によって通知されている必要があります。日本を始め、シンガポール、英国、アメリカ合衆国、スイス、香港などで成立した外国の仲裁判断は、インドにおいて、直接執行可能です。

一般的に、インドで直接執行可能な外国判決は、特定の英国裁判所の判決のみであり、当該判決の執行にも様々な制限があるため、紛争解決方法として、インド国外の裁判所による裁判よりも仲裁を選択することが強く推奨されます。

1996 年改正仲裁法は、UNCITRAL モデル法に基づく独自の仲裁手続を規定しています。インド国内で行われる大規模な紛争に係る仲裁には国際商業会議所の仲裁規則が最も利用され、より小規模な紛争には同法に基づく手続が利用されています。

第 3 不動産法制

1 不動産登録制度

外資系のインド法人であっても、インド国内において事業用目的で不動産を購入又は賃借することが認められています。インドでは、一定の不動産の購入及び賃貸借は登録所（Sub-Registrar of Assurances）への登録が義務付けられており、権利の譲渡は、この登録によってのみ有効となりますが、賃貸借取引、とりわけ小規模物件な賃貸借や居住用物件の賃貸借の場合にしばしばこの登録義務が遵守されない傾向があるため、留意が必要です。また、インドにおいては、一定の取引文書について印紙税を支払う必要があるところ、当該義務の違反には金銭的ペナルティに加え、当該文書はあらゆる目的においても証拠として認められないとされています。したがって、不動産取引を行う際には、上記の点に留意して取引を行うことが重要となります。

2 デューデリジェンス

インドにおいては、不動産法違反がかなり蔓延しているため、不動産に対するデューデリジェンスが不可欠です。インドでは Title Insurance（権原保険）はまだ一般的ではなく、また財産の所有権は政府によって保証されていません。登録所に登録された不動産取引に関する文書はすべて公開されているため、デューデリジェンスにおいて不動産の所有権の確認をする場合は、登録所のデータベースにおいて検索することになります。

デューデリジェンスを行う際に考慮すべき他の事項としては、建物が防火要件を満たしているか、建物が居住に安全であると認定されているか、建物に関するすべての環境認可が取得されているか、その物件に負担が設定されていないかなどがあります。

また、建物が建築規制を遵守しているか、土地が都市計画法に従って使用されているかを確認することも重要です。場所によっては、都市計画法違反が横行していることもあり、このような地域での建物の所有を検討する場合は、上記リスクについて適切な法的助言を得ることが肝要です。

3 賃貸借

インドの賃貸借取引の特徴は、借主が貸主に支払う敷金が高いことです。地域によっては、家賃の 10 ヶ月分という高額な敷金がマーケットスタンダードであることもあります。賃貸借契約書には、敷金は物件の明渡しと同時に賃借人に返還されることを明記しておくことが重要です。敷金が速やかに返還されない場合には、賃借人は物件を占有することが認められており、その間賃料は発生しません。

4 商業リース

インドの商業リースは、ソフトウェアビジネスや BPO ビジネスによる大規模なリースが増え、設備の完全な稼働時間を保証するために詳細な契約上のアレンジを行うことが一般的です。特に、インドにおいては、電力供給の安定性が必ずしも確保されているとは言えないことから、これらの事業に係るリースでは、発電機によるバックアップ電力を指定するのが一般的です。

また、最近、コワーキングスペースやシェアオフィスが急増していますが、規制枠組みはまだ発展途上で、企業はスペース利用について、会員契約という形でこれらのオフィスを使用することを余儀なくされているという状況です。

一般的にインドの都市や道路はかなり混雑しているため、商業施設の駐車スペースについても慎重に検討する必要があります。

第4 知的財産法

インドには、商標、著作権、特許、意匠、及び半導体回路に関する高度な知的財産法があります。また、2006年1月、医薬品の分野において、製法特許制度から製品特許制度に移行し、インドはTRIPs協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の制度に完全に準拠しました。世界的に特許登録された医薬品についてインドの製薬会社が製造するジェネリック品の売上が好調であることもあり、インドの製品特許制度への移行は、特に、グローバルな製薬会社から歓迎する旨のコメントが聞かれるところです。

1 商標

インドでは、判例法において、著名商標と周知商標の概念が認められており、多国籍ブランドはこれら概念を通じてインドで保護されます。商標登録には長期間を要しますが、以前に比べればはるかに短縮され、通常は1～2年です。異議申立てがなされなければ、6～8ヶ月で登録されます。登録商標の侵害訴訟に加えて、インドではパッシングオフ（詐称通用）¹というコモンロー上の救済措置も認められています。

2 著作権

インドはベルヌ条約と万国著作権条約に加盟しています。また、インドでは著作権は登録の必要はありません。著作権を譲渡するには、地域や期間に関する重要なルールがあり、これらは譲渡契約の条件で適切に変更等する必要があります。将来の作品の譲渡も可能です。

著作権の故意の侵害は刑事犯罪となります。また、原告は、原告が事業を行っている場所において裁判管轄権を行使することができます。上記の通り、インドの裁判手続は非常に時間がかかりますが、差止命令については比較的早期に終結する傾向にあります。

インドの裁判所もAnton Piller命令²やNorwich Pharmacol命令³を発出する権限があります。知的財産訴訟のほとんどは伝統的にデリー高等裁判所を中心に行われています。米国の業界団体であるBusiness Software AllianceやMicrosoft、Adobeなどの企業は、インドでソフトウェアの違法コピー対策に積極的に取り組んでいます。

3 特許

インドは特許協力条約に加盟しています。多くの国と同様、インドも特許の先願主義を採用し

¹ ある者が、他者が築き上げたブランドや評判、信用（goodwill）を無断で利用し、当該他者に損害を与える行為のことで、コモンローの国々で発達した不法行為。

² 証拠隠滅のおそれがある状況において、証拠保全と証拠差押を目的とした家宅搜索の裁判所命令。

³ 権利侵害を受けた者が、訴訟提起前に加害者を特定する必要がある場合に、裁判所に発令を求めることができる第三者に対する情報開示命令。

ています。インド特許法では、インド居住者は、同一の特許についてインドに特許出願した後 6 週間経過するまでは外国で特許出願することができません。

ビジネスメソッドやコンピュータプログラム自体については特許が認められていません。

【執筆者】



[松田章良](#)

Email: amatsuda@iwatagodo.com

2006 年東京大学法学部卒業、2015 年 Columbia Law School (LL.M.) 修了。2008 年弁護士登録、2019 年 NY 州弁護士登録。個人情報保護、国際関係法務・渉外業務（取引）、IT・サイバー法に係る案件、国際仲裁・国際紛争解決案件、大規模かつ複雑な訴訟・紛争解決案件を主に取り扱う。



[別府 文弥](#)

Email: fbeppu@iwatagodo.com

2010 年東京大学法科大学院修了、2017 年 University of California, Berkeley School of Law (LL.M.) 修了。2011 年弁護士登録、2018 年カリフォルニア州弁護士登録。現在、Drew & Napier LLC, シンガポールオフィス駐在。米・欧・アジア各国を始めとするクロスボーダーの M&A 取引、個人情報保護法制、紛争解決、その他企業法務全般（国内・国際商取引、労働法関係）に関する法的助言を行う。



[池田美奈子](#)

Email: minako.ikeda@iwatagodo.com

2009 年 Michigan Law School (LL.M.) 修了、2010 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010 年 NY 州弁護士登録、2013 年弁護士登録。コーポレート案件、クロスボーダーの取引案件を中心に、データ・プライバシーやヘルスケア分野の案件を多く手掛ける。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別顧問として元金融庁長官中島淳一氏、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。